平成30年度第2回神奈川県サービス管理責任者補足研修実施要領

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく障害福祉サービス並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく障害児通所支援及び障害児入所支援の質を確保するため、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の業務に従事する者を対象として、障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得し、資質の向上を図る。

2 実施主体

神奈川県

3 運営主体

特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク

4 受講の対象者

次の(1)(2)いずれかの者

(1) サービス管理責任者を配置すべき神奈川県内の指定障害福祉サービス事業所又は指 定障害者支援施設において、サービス管理責任者として配置している者又は今後配置 予定の者。

療養介護、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、 就労継続支援(A型・B型)、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助

(2) 児童発達支援管理責任者を配置すべき神奈川県内の指定障害児通所支援事業所又は 指定障害児入所施設において、児童発達支援管理責任者として配置している者又は今 後配置予定の者

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、 居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型児童発達支援センター、 医療型児童発達支援センター、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

5 日程

	月日	時間	場所
1月目	平成30年11月28日(水)	9:40~17:40	やまと芸術文化ホール メインホール
2 日 目	平成30年11月29日(木)	9:30~17:20	やまと芸術文化ホール メインホール

- ※ 2日間とも受講する必要があります。
- ※ 2日目の講義終了後、研修修了者に受講証明書を交付します。

6 募集定員 700名

7 申込について

(1) 申込方法

法人申込と個人申込があります。いずれかの方法でお申込ください。

① 法人一括申込の場合

別紙「平成 30 年度第2回神奈川県サービス管理責任者補足研修受講申込書」に必要事

項を記載の上、「申込書類確認書」を添えて<u>法人でまとめて</u>申込(送付)ください。なお、申込書の<u>法人内優先順位は必ず記載</u>ください。法人内優先順位が未記載の場合や不適切な記載の場合(法人内優先順位1位が複数いる等)については、受講を見送りとさせていただくことがあります。

② 個人申込の場合

別紙「平成 30 年度第2回神奈川県サービス管理責任者補足研修受講申込書」に必要事項を記載の上、「申込書類確認書」を添えて申込(送付)ください。

- 注)選考は法人申込を優先します。二重に申し込んでも受講できる確率は高くなりません。重複申込はしないでください。
- (2) 申込様式 別紙様式

※ ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ(URL: http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/)」の「書式ライブラリ」 \rightarrow 「7. 研修会・説明会等のお知らせ(県内共通)」 \rightarrow 「1 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修」に掲載します。

(3) 送付方法 郵送

※ファクシミリ、電子メール及び電話による申込みはできません。

- (4) 申込期限 **平成30年10月3日(水)(当日消印有効)**
- (5) 送付先 〒243-0014

厚木市旭町1-9-7旭町三紫ビル302

特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク ※封筒表面余白に「サービス管理責任者補足研修申込書在中」と記載してく ださい。

8 受講者の決定

受講者は、申込みの内容を審査の上で決定し、申込み時に記載のあった送付先に受講の可否についての通知を送付します。申込者数が募集定員を超過した場合は、受講の見送りとさせていただくことがあります。

※受講決定等の通知は10月下旬に発送予定です。

9 受講証明書

研修を修了した方には、研修2日目の講義終了後、会場にて受講証明書を交付します。

- ※ 受講生本人の確認を行うため、必ず受講決定通知を持参してください。
- ※ 申込書に記入された受講者氏名が受講証明書に印刷されますので、申込書の名前は正確に記入してください。
- ※ 交付手続きに時間がかかる場合があります。

10 受講料及び資料代

受講料は無料です。ただし、**受講に係る教材費等2,000円については、資料代として受講者の負担とします。**納入方法については、受講決定通知時に案内をします。

受講決定後、納付された受講料はいかなる理由があっても返金しません。

※ 会場までの交通費その他についても受講者の負担とします。

11 留意事項

- (1) <u>サービス管理責任者研修(児童発達支援管理責任者に係る研修を含む分野別の研修)</u> の受講は、別途必要となります。
- (2) サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件、本研修の受講の要否等は別添の参考資料を参照して下さい。

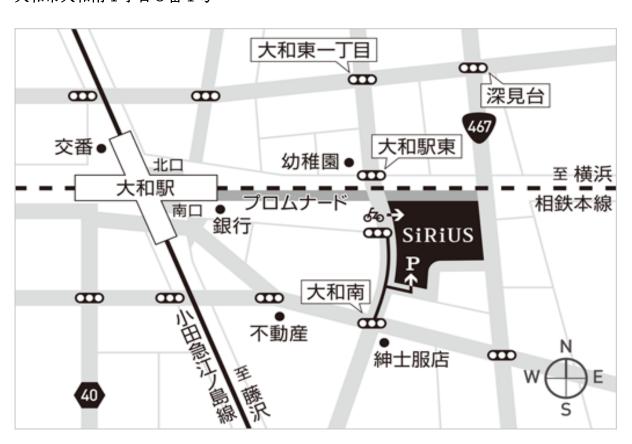
12 その他

- ○受講決定者は全日程の2日間出席する必要があります。遅刻及び早退は欠席とみなし、受講証明書を交付できませんのでご注意ください。通勤時間帯による混雑や天候等を考慮の上、余裕をもってご来場ください。
- ○著しく受講態度が悪く(私語、居眠り、携帯電話の使用等)、繰り返し注意された方には 受講証明書を交付できませんので、注意してください。
- ○虚偽の内容により受講申込をした研修修了者に対しては、受講証明書発行後であっても、 修了の取消し等の措置をとることがありますので、注意してください。
- ○申込み及び受講状況の確認を行うため、障害福祉サービス事業所等の指定権者である横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市に平成30年度第2回神奈川県サービス管理責任者補足研修の申込者及び修了者名簿を情報提供します。(神奈川県個人情報保護条例により個人情報を保護し取り扱います。)

【会場案内図】

大和市文化創造拠点 SiRiUS (シリウス) やまと芸術文化ホール メインホール

大和市大和南1丁目8番1号



交通:神奈川県小田急江ノ島線・相鉄本線 大和駅から徒歩3分

13 研修に関する問合せ先

(本研修の申込み等に関する問合せ先)

特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク事務局

〒243-0014厚木市旭町1-9-7旭町三紫ビル302電話046(220)5380ファクシミリ 046(220)5381

(研修制度に関する問合せ先)

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部<u>障害福祉課</u> 事業支援グループ 中島 小川

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

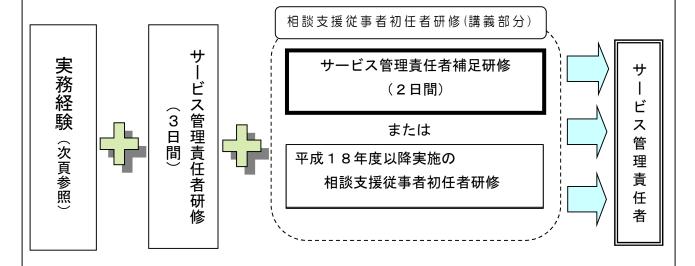
電話 045 (210) 4732 77クシミリ 045 (201) 2051

(サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の実務経験や配置に関する問合せ先)

(プログログログログの大型光達文後日本資本省の大物性級、印画に関する向目に元)					
事業所 所在地	問い合わせ先				
横浜市	(障害者) 横浜市健康福祉局障害福祉部障害企画課企画調整係 (障害児) 横浜市こども青少年局こども福祉保健部障害児福祉保健課	045-671-3601 045-671-4278			
川崎市	川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課 (問い合わせはFAXのみでお願いします)	FAX 044-200-3932			
相模原市	相模原市健康福祉局福祉部障害政策課指定・指導班	042-707-7055			
横須賀市	(障害者)横須賀市福祉部指導監査課 (障害児)横須賀市こども育成部こども施設課	046-822-8411 046-822-8224			
上記以外 の市町村	神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課 (障害者・障害児共に)事業支援グループ	045-210-4732			

サービス管理責任者の要件について

〇サービス管理責任者として従事するには、厚生労働大臣が定める実務経験と研修の修了が必要です。



<経過措置について>

サービス管理責任者

【新規指定の事業所】

- ○事業開始後1年間は、実務経験者であるものについては、サービス管理責任者の研修修了の要件を満たしているものとみなす。
- ○事業開始後1年以内に研修を受講し修了しなければ、以後サービス管理責任者不在となり減算 対象となる。
- ○ただし、本経過措置は**平成31年3月31日までの有期限**であるため、平成30年4月1日以降に新規指定を受けた事業所については、平成31年3月31日までの間に限って研修要件を満たしているものとみなす。
- ○なお、多機能型事業所等については、事業開始後1年間に当該事業所等において提供されるいずれかの障害福祉サービスのサービス管理責任者の研修を修了している場合は、事業開始後3年間は、当該事業所において提供されるすべての障害福祉サービスの研修修了の要件を満たしているものとみなす。

サービス管理責任者の実務経験要件 [____]内は、別に神奈川県として実務経験に含める業務の範囲

ア 相談支援事業に従事する者 地域生活支援事業 障害児相談支援事業 身体障害者相談支援事業 知的障害者相談支援事業 イ 相談機関等において相談支援業務に従事する者 児童相談所	業務の種類
身体障害者更生相談所 精神障害者主義保施設 知的障害者 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大	①相談支援業務

ア 施設及び保険医療機関等において介護業務又は訓練等の業務に従事する者障害者支援施設障害児入所施設者人福祉施設介護者人保健施設療養病床障害個和サービス事業障害児通所支援事業者人居宅介護等事業保験医療機関保験薬局訪問看護事業所障害者審和事業所において就業支援の業務に従事する者特別子会社重度障害者多数雇用事業所等別支援教育における職業教育の業務に従事する者特別支援教育における職業教育の業務に従事する者特別支援教育における職業教育の業務に従事する者特別支援教育における職業教育の業務に従事する者特別支援教育における職業教育の業務に従事する者特別支援教育における職業教育に対した。10年以上2000年10月10日 10年以上20日本の場体障害者を完介護、知的障害者居宅介護、規定管害者院を介護、場体障害者に対した。10月10日 10日 10日 10日 10日 10日 10日 10日 10日 10日	業務の種類	業務の範囲	必要経験年数
	業	障害者支援施設 障害児入所施設 若人福祉施設 介護考病床 障害福祉サービス事業 障害児通所支援事業 者人居宅介護等事業 保険医療機関 保険薬局 訪問看護事業所 「障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者 特別子会社 重度障害者多数雇用事業所 ウ 特別支援教育において就業支援の業務に従事する者 特別支援学校 エ その他これらの業務に準すると都道府県知事が認めた業務に従事する者 ・改正前の身体障害者居宅介護、知的障害者居宅介護、児童居宅介護、 精神障害者居宅介護、身体障害者若社センス、児童デイサービス ・身体障害者更生施設、身体障害者福祉センター ・知的障害者デイサービスとり ・知的障害者デイサービス、別的障害者福祉ホーム、 身体障害者程度施設、身体障害者福祉センター ・知的障害者デイサービス、知的障害者 授産施設、知的障害者福祉センター ・知的障害者が会復帰施設、精神障害者地域生活援助 ・知的障害内施設、第一種自閉症児施設、知的障害 場別の障害内施設、第十種自閉症児施設、知的障害 場別の順等書者更生施設、知的障害者 で、知的障害者が表し、第二種自閉症児施設、知的障害 時期時間に表し、知的障害者 で、知的障害とを の、知的障害者が成立。 ・知の障害別の ・知の障害別の ・地域活動支援センター、市町村から補助または委託を受けている作業所等 ・ル域活動支援センター、市町村から補助または委託を受けている作業所等 ・ル域活動支援センター、市町村から補助または委託を受けている作業所等	

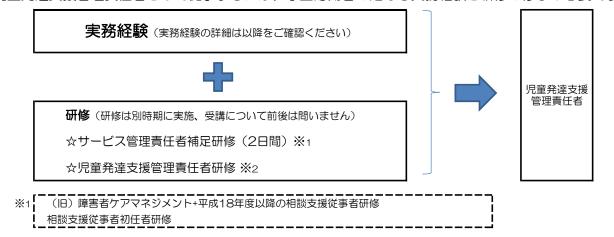
1	業務の種類	業務の範囲	必要経験年数
		 ア 上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 居宅介護職員初任者研修以上に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者 (5) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者 	5年以上
	者等	イ 上記①の相談支援業務及び②の直接支援業務に従事する者で、国家資格等 (※1)による業務に3年以上従事している者	3年以上

- ※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法 士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚 士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復士、管理栄養士、栄養士、精神保 健福祉士のことをいう。
- 注) ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいうものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。

児童発達支援管理責任者の要件

※平成29年4月1日以降告示改正に係る変更後

児童発達支援管理責任者として従事するには、厚生労働省の定める実務経験と研修の修了が必要です。



※2 過去にサービス管理責任者研修(児童分野)を修了した者は児童発達支援管理責任者研修を修了しているとみなされます。

児童発達支援管理責任者の要件について定めている法令

「障害児通所支援又は障害児入所支援の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」

(平成24年3月30日厚生労働省告示第230号)

《経過措置期間》

〇新規指定事業所又は施設においては、実務経験者であるものについては、<mark>平成31年3月31日までの間</mark>は、研修未修了であっても児童発達支援管理責任者としてみなすことができる。

〇やむを得ない事由により、児童発達支援管理責任者が欠けた事業所又は施設においては、当該事由の発生した日から起算 して1年間は、実務経験者であるものについては、研修未修了であっても児童発達支援管理責任者とみなすことができる。

《H29.4 告示改正に係る留意事項》

※下記の相談支援業務については、実務経験年数に含めることはできますが、これらの業務以外に①に記載された施設等での業務経験が通算3年以上なければなりません。

〇者人福祉施設 救護施設 更生施設 介護者人保健施設 地域包括支援センター その他準ずる施設の従業者、準ずる 者が、相談支援業務等に従事した期間

※下記の直接支援業務については、実務経験年数に含めることはできますが、これらの業務以外に②に記載された施設等での業務経験が通算3年以上なければなりません。

〇者人福祉施設 介護者人保健施設 療養病床関係病室その他準ずる施設の従業者、者人居宅介護等事業その他準ずる事業の従事者、特例子会社、助成金受給事業所その他準ずる施設の従業者が、直接支援の業務に従事した期間

《H29.4. 告示改正に係る児童発達支援管理責任者の経過措置について》

※平成29年3月31日時点で現に配置されている児童発達支援管理責任者の実務経験の要件についての経過措置は平成30年3月31日までで終了しました。平成30年4月以降は、児童発達支援管理責任者の配置が必要な全ての事業所において、改正後の告示にある実務経験の要件を満たすものを配置しなければなりません。

ア相			
	談支援事業に従事する者		
	地域生活支援事業		
	障害児相談支援事業		
	身体障害者相談支援事業		
	知的障害者相談支援事業		
イ 相	談機関等において相談支援業	き 務に従事する者	
	児童相談所		地域保健法に基づく保健所
	児童家庭支援センター		市町村
	身体障害者更生相談所		
	精神障害者社会復帰施設		
	知的障害者更生相談所		
	福祉事務所		
<u> </u>	発達障害者支援センター		
ウ 施	設等において相談支援業務に	二従事する者	
	障害児入所施設	老人福祉施設*	身体障害者療護施設
	乳児院	介護老人保健施設*	身体障害者授産施設
	児童養護施設	地域包括支援センター*	身体障害者更生施設
	児童心理治療施設		身体障害者福祉ホーム
	児童自立支援施設		身体障害者福祉センター
	障害者支援施設		知的障害者授産施設
	精神保健福祉センター		知的障害者更生施設
	救護施設		知的障害者通勤寮
	更生施設		知的障害者福祉ホーム
			知的障害児施設第一種自閉症児施設
			第二種自閉症児施設
			知的障害児通園施設
			 「盲ろうあ児施設
			 肢体不自由児療護施設
			重症心身障害児施設
			指定医療機関(肢体不自由児、重症心身障害児)
			知的障害者地域生活援助
			精神障害者地域生活援助
			地域就労援助センター
			市町村から補助又は委託を受けている作業所等

2

直

接

支

援

業

務

幼稚園

小学校

中学校

義務教育学校

高等学校

中等教育学校

特別支援学校

高等専門学校

カ 医療機関において相談支援業務に従事するもので、次のいずれかに該当する者

オ 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)において相談支援の業務に従事する者

病院

診療所

※社会福祉主事、相談支援専門員等、保育士、児童指導員、障害者社会復帰指導員であって、上記アーオの実務経験 年数が1年以上のもの

ア 施設等において介護業務に従事する者

障害児入所施設

助産施設

乳児院

母子生活支援施設

保育所

幼保連携型認定こども園

児童厚生施設

児童家庭支援センター

児童養護施設

児童心理治療施設

児童自立支援施設

障害者支援施設

老人福祉施設*

介護老人保健施設*

病院又は診療所の

療養病床関係病室*

身体障害者療護施設

身体障害者授産施設

身体障害者更生施設

身体障害者福祉ホーム

身体障害者福祉センター

知的障害者授産施設

■知的障害者更生施設

知的障害者通勤寮

知的障害者福祉ホーム

知的障害児施設

第一種自閉症児施設

I第二種自閉症児施設

知的障害児通園施設

盲ろうあ児施設

肢体不自由児施設(入所、通所)

▶
肢体不自由児療護施設

重症心身障害児施設

指定医療機関(肢体不自由児、重症心身障害児)

知的障害者地域生活援助

精神障害者地域生活援助

地域就労援助センター

身体障害者居宅介護

イ 事業所等において介護業務に従事するもの

障害児通所支援事業

老人居宅介護等事業 *

児童自立生活援助事業

放課後児童健全育成事業

子育て短期支援事業

乳児家庭全戸訪問事業

養育支援訪問事業

地域子育て支援拠点事業

知的障害者居宅介護 児童居宅介護 精神障害者居宅介護 **■身体障害者デイサービス** 児童デイサービス 知的障害児施設

	一時預かり事業	第一種自閉症児施設
	小規模住居型児童養育事業	i i
	小	第二種自閉症児施設
		知的障害児通園施設
	小規模保育事業	盲ろうあ児施設
	居宅訪問型保育事業	肢体不自由児施設(入所、通所)
	事業所内保育事業	肢体不自由児療護施設 「大きなない」 「ちなない」 「大きなない」 「ちなない」 「大きなない」 「ちなない」 「ちない」 「ないない」 「ないない」 「ないない」 「ないない」 「ないない」 「ないない」 「ないないない」 「ないないないないないないないないないないないないないない
	病児保育事業	重症心身障害児施設
	子育て援助活動支援事業	指定医療機関(肢体不自由児、重症心身障害児)
	障害福祉サービス事業	知的障害者地域生活援助
		精神障害者地域生活援助
		市町村から補助または委託を受けている作業所等
	療機関等において介護業務に従 保険医療機関 保険薬局 訪問看護事業所 害者雇用事業所において就業支	
	保険医療機関 保険薬局	
工障	保険医療機関 保険薬局 訪問看護事業所	援の業務に従事するもの 特例子会社 * 助成 金受給事業 所 *
工障力	保険医療機関 保険薬局 訪問看護事業所 害者雇用事業所において就業支	援の業務に従事するもの 特例子会社 * 助成 金受給事業 所 *
工障力学	保険医療機関 保険薬局 訪問看護事業所 害者雇用事業所において就業支 校教育法第1条に規定する学校(援の業務に従事するもの 特例子会社 * 助成 金受給事業 所 *
工障力学	保険医療機関 保険薬局 訪問看護事業所 害者雇用事業所において就業支 校教育法第1条に規定する学校の 幼稚園	援の業務に従事するもの 特例子会社 * 助成 金受給事業 所 *
工障力学	保険医療機関 保険薬局 訪問看護事業所 害者雇用事業所において就業支 校教育法第1条に規定する学校(幼稚園 小学校	援の業務に従事するもの 特例子会社 * 助成 金受給事業 所 *
工障力学	保険医療機関 保険薬局 訪問看護事業所 害者雇用事業所において就業支 校教育法第1条に規定する学校 幼稚園 小学校 中学校	援の業務に従事するもの 特例子会社 * 助成 金受給事業 所 *
工障力学	保険医療機関 保険薬局 訪問看護事業所 害者雇用事業所において就業支 校教育法第1条に規定する学校の 幼稚園 小学校 中学校 義務教育学校	援の業務に従事するもの 特例子会社 * 助成 金受給事業 所 *
工障力学	保険医療機関 保険薬局 訪問看護事業所 害者雇用事業所において就業支 校教育法第1条に規定する学校の 幼稚園 小学校 中学校 義務教育学校 高等学校	援の業務に従事するもの 特例子会社 * 助成 金受給事業 所 *

		ア 次のいずれかに該当する者		l
	(1)社会福祉主事任用資格	2 _ Ø		
	3	(2)相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を 習得したものと認められるもの	5 年験 :	
	有	(3)保育士又は国家戦略特別区域限定保育士	心が	ĺ
資	(4)児童指導員任用資格者	一通 算	ĺ	
	格	(5)精神障害者社会復帰指導員任用資格者		
	者	イ 国家資格等※1による業務に5年以上従事している者	①+②の経験が	
- 1			通	Ĺ

| パロップ | パロップ

注意事項

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいう。

例)5年以上の実務経験=従事した期間が5年間、かつ、実際に従事した日数が900日以上

「サービス管理責任者補足研修」に係るQ&A

(サービス管理責任者補足研修と相談支援従事者初任者研修)

- 問1 「サービス管理責任者<u>補足</u>研修」と「相談支援従事者初任者研修」とは、どのような関係にあるか。
 - (答)サービス管理責任者<u>補足</u>研修は、相談支援従事者初任者研修7日間のうちの講義部分 (一部)と同じカリキュラムとなっており、サービス管理責任者<u>補足</u>研修と相談支援従 事者初任者研修の2つの研修を合同で実施しています。したがって、相談支援従事者初 任者研修を修了している方は、サービス管理責任者<u>補足</u>研修を受講する必要はありませ ん。

(児童発達支援管理責任者の受講)

- 問2 児童発達支援管理責任者として従事する予定の者も、本研修の受講は必要か。
 - (答) 児童発達支援管理責任者の要件に、本研修の受講が定められているため、児童発達支援管理責任者として従事する予定の方も、受講する必要があります。ただし、以前に本研修若しくはその他指定された研修(※)を受講済みの方又は修了した方は、改めて受講する必要はありません。
 - ※ 問3参照のこと。

(受講の要否)

- 問3 サービス管理責任者補足研修を受講する必要がない場合はあるか。
 - (答)(1) 次の研修を受講済みの方又は修了している方は、サービス管理責任者<u>補足</u>研修を受講する必要はありません。
 - ア 既に「サービス管理責任者補足研修」を受講済みの方
 - イ 平成17年度までの「障害者ケアマネジメント研修」と平成18年度以降の「相談支援従事者研修(追加研修)」の2つの研修を受講済みの方(ただし、平成17年度までの「障害者ケアマネジメント研修」のみ受講済みの方は、「サービス管理責任者補足研修」を受講する必要があります。)
 - ※「障害者ケアマネジメント研修」とは?
 - ・神奈川県障害者ケアマネジメント従事者養成研修
 - ・横浜市「ケアマネジメント」(応用コース)研修会
 - ・川崎市障害者ケアマネジメント従事者養成研修
 - ・神奈川県立保健福祉大学実践教育センター「障害児者支援課程」(平成16年度・平成17年度修了者のみ)
 - ウ 平成18年度以降に「神奈川県相談支援従事者初任者研修<u>(補足研修)</u>」を受講済みの方
 - エ 平成18年度以降に、「神奈川県相談支援従事者初任者研修」(県の委託により横 浜市及び川崎市が実施する研修を含む。)及び神奈川県立保健福祉大学実践教育セ ンターが実施する「障害児者支援課程」を修了している方
 - オ 国、他の都道府県等が実施する、上記ア〜エに相当する研修を受講済みの方又は 修了している方

次の研修を受講(修了)されている方は、サービス管理責任者補足研修の受講は不要です。

H17年度までの 障害者ケアマネジメント研修

相談支援従事者研修(<u>追加</u>研修) 〈~H19年度〉(1日)

相談支援従事者研修(補足研修) 〈~H19年度〉(2日間)

サービス管理責任者補<u>足</u>研修〈H20年度~〉(2日間)

相談支援従事者初任者研修(横浜市、川崎市実施分含む。) (H18年度~) (7日間)

神奈川県立保健福祉大学実践教育センター障害児者支援課程〈H18年度~〉

- (2) 次の方の受講申込みは御遠慮ください。
 - ア サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者を配置する必要のない事業所の方 (居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護等)
 - イ サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者を配置する必要がある事業所の職員ではあるが、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置される予定のない方
 - ウ サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の要件である実務経験を満たす時期が相当先になる方

(事業開始前の受講)

- 問4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく事業所等の指定を受けていない所属の職員がサービス管理責任者<u>補足</u>研修を受講することはできるか。
 - (答) 現在指定を受けていない所属等が今後事業所指定を受けるため、必要な準備を行っている事業を実施する予定の方でも、当該研修を受講することは可能です。ただし、定員を上回る受講申込みがあった場合、受講者の決定に当たっては、既に指定を受けて事業を実施している事業所、平成29年度中に指定を受ける予定の事業所の方を優先することとなります。

(多機能型事業所のサービス管理責任者の配置)

- 問5 多機能型事業所(生活介護・就労移行支援)の職員であって、昨年度、「サービス管理責任者補足研修」と介護分野の「サービス管理責任者研修」(3日間)を受講している場合、今後、他の研修を受ける必要があるか。
 - (答) サービス管理責任者<u>補足</u>研修については、既に昨年度までに受講していれば、受講する必要はありません。

問いの場合、サービス管理責任者研修(3日間)については、既に修了している「介護」分野の研修の他に、事業開始後3年以内に「就労」分野のサービス管理責任者研修(3日間)を受講する必要があります。

(サービス管理責任者補足研修とサービス管理責任者研修の受講順)

問6 サービス管理責任者<u>補足</u>研修(2日間)とサービス管理責任者研修(3日間)を受講する順番は決まっているか。

(答) どちらを先に受講しても差し支えありません。昨年度、サービス管理責任者研修(3日間)を受講済みの方で、昨年度までにサービス管理責任者<u>補足</u>研修を受講していない方は、サービス管理責任者<u>補足</u>研修を受講しないとサービス管理責任者として配置することはできません。

(「サービス管理責任者研修」(3日間の研修)の日程)

- 問7 今回、サービス管理責任者<u>補足</u>研修の案内があったが、サービス管理責任者研修及 び児童発達支援管理責任者研修(共通講義1日+分野別演習2日=合計3日間)は、 いつ実施されるのか。また、募集はどのように案内されるのか。
- (答) 平成30年度の「サービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修」(3日間)の実施の大まかな予定は、別に「平成30年度神奈川県サービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修について」の通知をウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」(http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/)」にて掲載しておりますので、ご参照ください。研修の具体的な日程、会場、申込方法等については、県障害福祉課ホームページ(http://www.pref.kanagawa.jp/)及びウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」(http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/)」にてご案内します。

なお、昨年度から指定事業者により研修を実施しています。申込みや受講に関することは、各分野の研修を実施する指定事業者が今後掲載する募集要領等をご覧いただき、ご不明な点は当該事業者にお問合せください。

(実務経験の要件と研修受講について)

問8 研修受講時点では実務経験の要件を満たしませんが、研修の受講はできますか?

(答)本県で実施するサービス管理責任者補足研修は、サービス管理責任者に配置されている、もしくは配置される予定の方を受講対象者としておりますが、配置予定年度を限定しておりません。したがって、研修申込み時点で実務経験が満たされていなくても受講の対象者となります。ただし、実務経験があまりに少ない場合は期待する研修の学習効果が得られなかったり、研修受講からサービス管理責任者として配置されるまでの期間が長い場合は障害福祉に関する制度変更等により研修で学んだ知識では対応できない可能性がありますので、できる限り配置予定の直前に受講するようにしてください。なお、実務経験の要件については配置される事業所の指定権者にお問い合わせください。